

# 衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会ニュース

平成 27. 6. 15 第 189 回国会第 10 号

6 月 15 日（月）、第 10 回の委員会が開かれました。

- 1 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 72 号）  
国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（内閣提出第 73 号）
- ・岸田外務大臣、中谷国務大臣（防衛大臣・安全保障法制担当）、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

## 長 島 昭 久 君（民主）

- ・政府は砂川最高裁判決を集团的自衛権行使の合憲性の根拠としているのか否か、横畠内閣法制局長官の見解を伺いたい。
- ・安全保障環境の変化によって政府が憲法解釈を変更することは、法規範への信頼性を損ねることにならないか、横畠内閣法制局長官に伺いたい。
- ・我が国を取り巻く安全保障環境は、1980 年代の新冷戦期の方が現在より厳しかったと考えるが、なぜ当時は集团的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更は行われず、今行われたのか、中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい。

## 寺 田 学 君（民主）

- ・政府は、限定的な集团的自衛権の行使が合憲であるとする根拠を、砂川最高裁判決に求めているのか、中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい。
- ・憲法の条文や最高裁判所の判決で明示的に否定されないものは、合憲の余地があると中谷安全保障法制担当大臣は考えるか。
- ・砂川最高裁判決においては、日米安保条約の内容が、高度の政治性を有するものとして、内閣及び国会の判断に従うべきものであると判示されたが、集团的自衛権の行使についても、内閣及び国会の判断に委ねられていると政府は考えているのか、中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい。

## 緒 方 林 太 郎 君（民主）

- ・武力攻撃事態と存立危機事態、それぞれによって我が国が被る損害の度合いは同じであるのか、中谷安全保障法制担当大臣及び横畠内閣法制局長官の見解を伺いたい。
- ・政府には、存立危機事態を武力攻撃事態より広く認定しようという意図があるのではないか、中谷安全保障法制

担当大臣の見解を伺いたい。

- ・政府はホルムズ海峡における機雷封鎖により発生する事態を存立危機事態の例として挙げるが、それが具体的にどのような状況なのか国民には分かりにくく、存立危機事態の例として不適切なのではないか、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。

## 後 藤 祐 一 君（民主）

- ・機雷掃海は、事実上の停戦後に素早く準備指示や掃海艇派遣の閣議決定を行い、正式停戦を待って現行法に基づき実施することも可能ではないか、岸田外務大臣の見解を伺いたい。
- ・我が国と密接な関係にある他国とは、事態の発生後に判断するとすれば、潜在的には世界中の全ての国が当たり得るということで良いか、岸田外務大臣に確認したい。
- ・「我が国に戦禍が及ぶ蓋然性」が存立危機事態と判断するために必要な要素であるとするならば、それが全くない場合には存立危機事態と認定できないということが良いか、中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい。

## 今 井 雅 人 君（維新）

- ・安全保障政策の透明性が確保されていれば安全保障のジレンマが生じないのではなく、ジレンマは生じるがそれ以上に抑止力が高まるということを説明すべきではないのか、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。
- ・今回の法整備により、自衛官の従来業務のリスクには変わりはなく、新たな任務に伴う新たなリスクが生じる可能性があるのであれば、全体的なリスクは増大するのではないか、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。
- ・米政府から我が国政府に対してホルムズ海峡の機雷掃海についての要請が来ているのか否か、岸田外務大臣に伺いたい。

## 初 鹿 明 博君（維新）

- ・武力行使を伴う自衛隊の任務が拡大されることで、任務終了後にPTSD（心的外傷後ストレス障害）を発症する自衛官が出るのが予想されるが、中谷安全保障法制担当大臣の認識を伺いたい。
- ・自衛権発動の旧3要件にある「急迫不正の侵害」という文言を新3要件に盛り込まなかった理由を中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい
- ・新3要件にある「我が国と密接な関係にある他国」に該当し得る国と該当し得ない国との間にあらかじめ線引きしておくべきではないのか、岸田外務大臣の見解を伺いたい。

## 丸 山 穂 高君（維新）

- ・「非戦闘地域」の概念を廃止することにより、従来後方支援活動ができない場所で自衛隊が活動できるようになるのか否か、伺いたい。
- ・自衛隊によるバグダッド空港への空輸活動が違憲であるとした平成20年4月17日の名古屋高等裁判所の判決に

鑑み、当時のバグダッドが「非戦闘地域」であったという認識を政府は持っているのか、また、この判決自体について、政府の見解を伺いたい。

- ・武力行使との一体化の観点から、情報提供及び情報収集の扱いについて、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。

## 赤 嶺 政 賢君（共産）

- ・政府はホルムズ海峡を巡って具体的にどのような安全保障上の根本的な変容があったと考えているのか、中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい。
- ・日米新ガイドラインは、安保条約の範囲を超えるものであり、カーター米国防長官も「日米同盟を一変するものだ」と述べているが、我が国政府もこのような認識を持っているのか、岸田外務大臣の見解を伺いたい。
- ・日米新ガイドラインは、グローバルな軍事協力を日米間の基本に位置付けたものであり、日米安保条約の基本的な性格を変更するものではないのか、岸田外務大臣に伺いたい。